

児童手当について

1. 支給対象

中学卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が下記表の①（所得制限限度額）以上②（所得上限限度額）未満の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。）

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。(例：6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。)

手続きの方法

◎認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です。認定を受ければ、原則として、申請した翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

(誕生日、転入日の翌日から15日以内)

◎現況届(毎年6月に提出)

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

●現況届の提出が必要な方

- ・対象児童と住所が異なる方(別居監護等)
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◎その他届出等

以下の①～⑥に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の

指定を受けるとき

その他何か変更等あった際には、必要に応じて届出が必要な場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

住民課 TEL 0279-88-7192